

熊本県立湧心館高等学校（定時制課程）

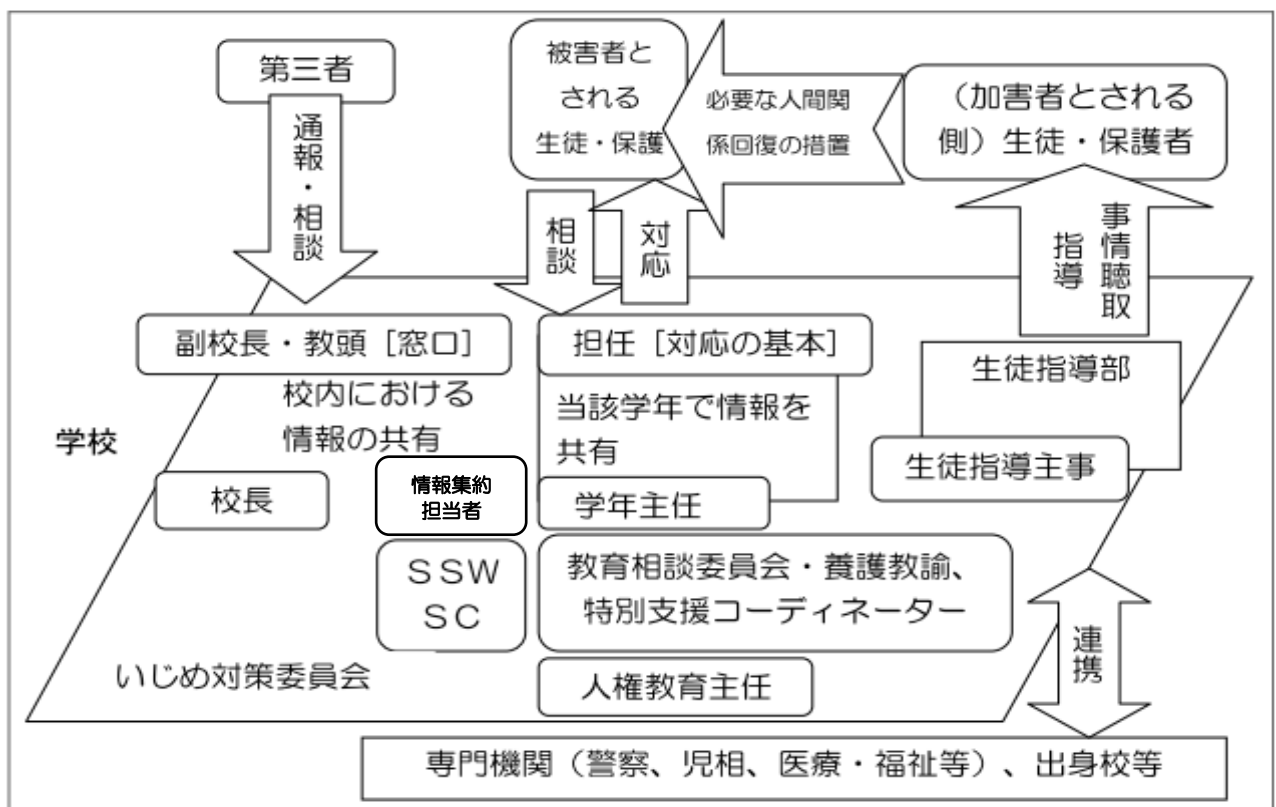
いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。そのため、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策を行わなければならない。そして、いじめとは、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにしなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服を目指して行われなければならない。

2 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織



3 本校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通い合う人間関係を構築する力を養うことが必要である。そのために、本校は、学校行事との連携を図り、生徒の自尊感情とコミュニケーション能力の向上に取り組んでいく。

<年間計画>

月	活 動
4月	いじめ防止に関する全校集会
5月	生徒理解研修 人権教育LHR
6月	実態把握のためのアンケート実施
7月	いじめ問題対策委員会、アンケート集計結果に基づく職員研修 生活体験作文発表会
9月	人権教育LHR
11月	実態把握のためのアンケート実施
12月	いじめ問題対策委員会、人権教育LHR
1月	アンケート集計結果に基づく職員研修
2月	実態把握のためのアンケート実施、人権教育LHR
3月	いじめ問題対策委員会、アンケート集計結果に基づく職員研修

- ・生徒理解研修・家庭訪問・職場訪問等で、生徒の性格、人間関係、家庭環境等を全教職員が把握できるように情報収集に努める。それにより、細やかな指導や配慮を行い、生徒が安心して学校生活を送れるように環境づくりを行っていく。
- ・生活体験発表会の取組を通して、生徒の自己理解や他者を尊重することができるなど、生徒及び教師と生徒の信頼関係を図る。そのために、担任を中心に生活体験作文の細やかな添削指導や自己表現がしやすい雰囲気づくりを行っていく。この取組を発展させ、お互いを認め合える人間関係を育てていくことで、いじめのない学校づくりを進めていく。
- ・人権教育に関する講演会等及び特設授業を実施し、人権尊重の精神の涵養と人権感覚を高める。
- ・いじめは決して許さないという断固とした姿勢を学校が示し、場合によっては厳しい措置をとることを周知する。「いじめられる側にも問題がある」として被害者を追いめるようなことは決してしない。

(2) 早期発見

- いじめは、全ての生徒に関係する問題である。そのため、生徒の出すサインを見逃さないようにしなければならない。担任、教科担当、養護教諭等との連携を密にして、生徒の様子の変化や情報交換を密にする。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用を促し、生徒や保護者等にも相談しやすい雰囲気を作る。
- アンケートを定期的実施し、いじめ状況の実態把握に努めていく。
- いじめ対策委員会を中心として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の協力のもと、教職員のカウンセリング能力を向上させる。

(3) いじめに対する措置

- いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を断固として守り抜く意志と姿勢を示し、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。
- いじめ加害者は、心や家庭環境に問題を抱えている場合が多いので、加害者を一方的に責めることはせず、家族とも連携しながら加害者の抱える問題の解決にも努めていく。
- いじめが確認されなかった場合、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐ。

(4) その他

<重大事態への対処>

① 重大事態の発生

下記のような状況がある場合、重大事態発生として、教育委員会に報告する。

○いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 調査

いじめ対策委員会において調査組織を設置し、速やかに調査を行う。事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となったいじめ行為等について客観的な事実関係調査する。

調査対象：当該生徒、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する生徒など

調査方法：主として聴き取り

調査内容：いつ（いつ頃から）、誰から、態様、いじめが発生した背景事情や生徒の人間関係等について

③ 支援

- 当該生徒、保護者へ心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すため個人のプライバシーに配慮した支援方策を検討する。
- 解決が困難な事案に対しては、教育委員会に支援チームの派遣を要請する。